

習志野市教育委員会会議録
(平成23年第10回定例会)

- 1 期 日 平成23年10月26日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後5時00分
- 2 出席委員
- | | | |
|------|-----|-----|
| 委員 長 | 星 野 | 龍 |
| 委 員 | 澤 村 | 洋 子 |
| 委 員 | 青 木 | 克 己 |
| 委 員 | 鈴 木 | 大 地 |
| 委 員 | 植 松 | 榮 人 |
- 3 出席職員
- | | | |
|------------|-----|-----|
| 教育総務部長 | 柴 崎 | 一 雄 |
| 学校教育部長 | 押 田 | 俊 介 |
| 生涯学習部長 | 藤 田 | 勉 |
| 教育総務部参事 | 若 林 | 一 敏 |
| 学校教育部参事 | 加 藤 | 清 一 |
| 学校教育部参事 | 染 谷 | 昭 子 |
| 学校教育部次長 | 江 口 | 和 夫 |
| 学校教育部副参事 | 鈴 木 | 博 |
| 生涯学習部次長 | 早 瀬 | 登美雄 |
| 生涯学習部副技監 | 及 川 | 隆 志 |
| 生涯学習部副参事 | 井 澤 | 元 行 |
| 施設課長 | 江 口 | 浩 雄 |
| 学校教育課長 | 小 熊 | 隆 |
| 指導課長 | 長 安 | 誠 |
| 総合教育センター所長 | 村 田 | 均 |
| 社会教育課長 | 星 | 昌 幸 |
| 青少年課長 | 浅野目 | 俊 紀 |
| 青少年センター所長 | 大 野 | 博 之 |
| 新習志野図書館長 | 関 | 文 雄 |
| 教育総務部主幹 | 松 本 | 健 志 |
| 学校教育部主幹 | 真 田 | 知 幸 |
| 学校教育部主幹 | 小 林 | 伸 二 |
| 学校教育部主幹 | 菊 池 | 美枝子 |
| 生涯学習部主幹 | 片 岡 | 利 江 |
| 生涯学習部主幹 | 猪 股 | 昭 喜 |

4 会議内容

委員長が

平成23年習志野市教育委員会第10回定例会の開会を宣言

委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第32号ないし第34号及び議案第36号ないし第43号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

本日の日程について、非公開の協議事項を協議事項の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

議案第40号ないし第42号を一括して審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成23年第9回定例会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

報告事項(1) 平成23年習志野市議会第3回定例会一般質問について(企画管理課)

教育総務部参事が

平成23年9月12日から20日に行われた平成23年習志野市議会第3回定例会一般質問(教育委員会分)について、13名の議員から20件の質問があった。その主なものとして、幼稚園の再編計画に関するもの、東日本大震災を受けた防災・放射能に関するもの、平成24年度から始まる武道必修化に関するものがあった。

また、小中学校の統廃合の考え方についての質問があり、教育長から市当局で策定する公共施設再生計画の中で、教育委員会としても検討していかなければならない課題として認識している旨の回答をした、と概要を説明

委員が

武道必修化について、学校の意見や課題はどのようなものがあるか、と質問

指導課長が

各中学校には柔剣道場があるが、課題としては用具、安全面があげられる。用具については、予算を組んで順次揃えていく予定である。また、安全面については、安全講習・指導者講習など、教員の研修を充実させ指導者の育成に取り組んでいきたいと考えている、と回答

委員が

現在、選択で武道を行っている際に、事故は起きていないのか、と質問

指導課長が

現在、選択で武道を行っている授業での事故の報告は受けていない。また、急に難しい技に入ることなどないよう、安全に配慮し、段階に応じて授業に取り組んでいる、と回答

委員が

武道の授業で身に付く、日本の伝統的な礼儀作法はどれくらいものを教えるのか。授業規律は武道以外の授業からでも身に付けられるのではないか。教員の共通理解を図り、安全面の配慮などは、形式的ではなく、徹底的に研究してほしい、と要望

委員が

柔道の授業での死亡事故の統計によると、1983年から2009年までの27年間で110人、中学校で37人、高校で73人となっており、そのほとんどが1年生である。規律も大事だが、まずは安全面を第一にしてほしい、と要望

委員が

福祉や介護を授業で取り入れることは可能なのか、と質問

学校教育部次長が

総合的な学習の中で各学校がカリキュラムに取り組むことは可能である、と回答

委員が

習志野市に公認の陸上競技場はないのか、と質問

生涯スポーツ課長が

市としての陸上競技場はなく、また市内大学施設の陸上競技場は公認の競技場ではない、と回答

委員が

習志野市はスポーツが盛んであるし、子供たちのためにも市に公認の陸上競技場を造ることはできないのか、と質問

生涯学習部次長が

スポーツ振興基本計画においても、陸上競技場について記載しているが、面積や設備要件等、予算的な観点から難しい状況となっている、と回答

委員が

以前から陸上競技場についての要望がある中で、近隣市は整備できて、習志野市にはできないのは残念である。前向きに検討してほしい、と要望

委員が

災害時、保護者が迎えに来るまで、児童を学校で保護する考えを答弁しているが、すべての小学校で同じ基準なのか、また保護者と同等とみなす者でも引き渡すのか、と質問

学校教育課長が

児童の引き渡しに関しては、同一の基準で行っている。また保護者と連絡のうえ、祖父母等に引き渡すことはある、と回答

学校教育部次長が

補足として、中学校においては自分で判断できる年齢であることから、先日の台風の際にも帰宅させている、と回答

委員が

放射能に関する報道がされているが、習志野市においても測定を行っているのか、と質問

学校教育課長が

保護者の不安もあることから、雨水が通る箇所、溜まりやすい箇所など、いわゆるミニホットスポットを中心に放射能測定及び除染を行っている、と回答

委員が

給食に対する保護者等の反応はどうか、と質問

学校教育課長が

保護者の方からは不安の声や要望が寄せられている中で、「放射能問題に対する学校給食の方針」を策定し、産地の公表をしているが、今後は更なる安全確保に向けて給食食材の放射性物質検査を行っていく予定である、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（１）は了承された。

議案第 3 5 号 平成 2 3 年度末及び平成 2 4 年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について (学校教育課)

学校教育課長が

平成 2 3 年度末及び平成 2 4 年度習志野市立高等学校の教職員人事異動適正かつ円滑に実施するため、県教育委員会の異動方針に準じ定めようとするものである、と概要を説明

委員が

県の方針では、教職員としての適格性に乏しく、勤務実績のあがらない者等、勤務に支障のある者について“後任”又は“退職”を求める、としているのに対し、市は“退職”のみと厳しくなっているのは何故か、と質問

学校教育部長が

習志野高校の教職員については、一度県立高等学校の教職員を辞めて習志野高校の教職員となっているため、何かあった場合には県と協議し、県に戻ってもらうため、このような案文となっている、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第 3 5 号は全員賛成で原案どおり可決

された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成23年11月24日（木）午後3時に決定された。

<議案第32号ないし第34号及び議案第36号ないし第43号は非公開>

議案第32号 平成23年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について
(企画管理課)

教育総務部参事が

習志野市教育委員会顕彰規程第6条第1項の規定により、平成23年度表彰状を授与するものを決定しようとするものである、と概要を説明

採決の結果、議案第32号は原案どおり可決された。

議案第33号 平成23年度教育費予算案（12月補正）について (企画管理課)

教育総務部参事が

教育委員会における相談窓口一元化による教育相談充実のための経費、要保護・準要保護児童・生徒及び特別支援教育就学奨励費の人数増に伴う経費、谷津小学校校舎増築に係る経費、学級増に伴う第二中学校及び第四中学校の既存教室の改修整備を行う経費などのほか、災害復旧に係る経費として平成23年度12月補正予算について、市長に申し入れを行うものである。

なお、谷津小学校校舎増築事業については、平成23年度から25年度までの3ヶ年の継続事業として申入れを行う、と概要を説明

学校教育部長が

準要保護児童・生徒援助費の財源内訳については、東日本大震災の被害を受けた児童・生徒が、経済的事由により教育を受ける権利が損なわれることのないよう、国の交付金事業による県からの10/10補助による制度が創設されたことによるものである、と説明

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第33号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第34号 第一中学校グラウンド用地取得に係る土地売買契約締結について
(施設課)

施設課長が

第一中学校は、現在施行中のJR津田沼駅南口特定区画整理事業の施行区域内にあり、減歩対象となったため、従前面積に対する不足分を補うべく、保留地を取得して学校運営に必要な面積を確保しようとするものである。

平成23年第9回定例会で協議したものであるが、土地売買契約の締結について12月議会に上程するにあたり、今回の教育委員会会議に議案として提出する、と概要を説明

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第34号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第36号 習志野市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例の制定について (学校教育課)

学校教育部主幹が

「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画(第1期計画)」に基づき、平成24年4月に習志野市立杉の子こども園を設置するにあたり、習志野市立こども園の設置及び管理に関する条例に習志野市立杉の子こども園を加え、併せて習志野市立幼稚園設置条例から習志野市立杉の子幼稚園の項を削ろうとするものである。

なお、準備行為として、杉の子こども園の入園等の手続きは条例の施行前においてもできるとし、経過措置として、平成24年3月31日に杉の子幼稚園に在園している幼児は杉の子こども園に入園したものとみなすとしている、と概要を説明

委員が

長時間児の時間外保育はどのようになっているのか、と質問

学校教育部主幹が

通常は午前8時半から午後4時半までを保育時間としており、それ以外の午前7時から8時半までと午後4時半から午後7時までは時間外保育としている、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第36号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第37号 習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例の制定について (指導課)

総合教育センター所長が

児童、生徒及び青少年や保護者、教師からの教育や健全育成に係る相談事業の一層の充実と、業務の円滑化による市民サービスの向上に向けて、学校教育部指導課業務の就学指導及び就学相談事業と、生涯学習部青少年センターの青少年テレフォン相談及び家庭教育相談事業を、総合教育センター内に一元化し、併せて、総合教育センターの視聴覚教育を時代の進展に合わせて、情報教育事業へと質的転換を図るため、条例の一部を改正するのである、と概要を説明

委員が

相談窓口を一元化することで、総合教育センターの相談員の負担が大きくなるのか、と質問

総合教育センター所長が

各相談員が一か所に集まるため、相談員同士で役割分担をするとともに、今まで以上に連携を密にすることで個々に係る負担は軽減できる、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第37号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第38号 指定管理者の指定について

(習志野市立東習志野図書館・習志野市立新習志野図書館・
習志野市立藤崎図書館・習志野市立谷津図書館) (社会教育課)

社会教育課長が

習志野市立図書館への指定管理者制度導入は、平成23年習志野市議会第2回定例会において、指定管理者が図書館で行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めた「習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」が制定されたことから、平成24年4月1日から図書館の管理運営に指定管理者制度を導入することとなった。

大久保図書館を除く4図書館を一括して管理運営する指定管理者を選定するにあたり、平成23年7月15日から募集要項を配布し、8月31日まで募集を行ったところ、4者から応募があり、事業者から提出された申請書の内容について審査及び評価を行った結果、図書館の管理を安定して行う能力を有していることや、全国各地の図書館を指定管理者として運営している実績により蓄積された学習・研究・調査に関する相談など様々な事例を活用したサービスが提供できること等、優れた提案のあった株式会社図書館流通センターを4図書館の指定管理者の候補者として選定した。

なお、指定の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間である、と概要を説明

委員が

指定管理者制度の導入においては、経費の縮減が重要な項目だが、他の事業者の方が管理運営経費の縮減が図られるのではないか、と質問

社会教育課長が

図書館の指定管理者を選定するにあたり、管理経費の削減も重要な選定項目としたが、指定管理料の内訳がほぼ人件費となることから、単なる価格競争によるものではなく、実施事業内容の提案や職員に対する労働法令の遵守や雇用・労働条件及び研修体制への適切な配慮がなされているかということ、また現在習志野市で雇用している臨時職員の継続雇用の考え方についても配点を高くしている。

指定管理料を一番低く提案した事業者は、常勤職員の配置が少なく運営体制及び勤務体制に不安があったことや、職員の研修も年間計画を作成しているが、職務ではないため、

給与が支払われない自由参加の研修が含まれていること等が点数の低い要因となっている、と回答

委員が

図書館流通センターが指定管理者となって、予定していた導入効果は達成できるのか、と質問

社会教育課長が

これまで図書館に指定管理者制度を導入する効果として、祝日開館の実施や読書活動推進事業の推進、専門職を大久保図書館に集約することによる日常的な研修機会の確保、図書館の根幹的な業務を大久保図書館で一元化することによる継続的な蔵書構成の維持を挙げてきた。

図書館流通センターを指定管理者に選定することにより、経費を削減したうえで祝日開館を実施するとともに自主事業として子どもたちに気に入った本の帯を作ってもらい展示する「本のおび大賞」や全国的に展開している「図書館を使った調べる学習コンクール」等を積極的に開催し、市民の読書活動推進を図ることが期待できること。

さらに、図書館流通センターが豊富な出版情報をもとに購入する本の1次選書を行い、最終的な決定を大久保図書館の司書が行うことにより、習志野市立図書館としての蔵書構成の継続性を保つことが出来ると考えている、と回答

委員が

司書を大久保図書館に集約させるなど、指定管理者制度を導入することで、サービスが低下するようなことはないのか、と質問

社会教育課長が

市の職員としての司書は大久保図書館に集約させるが、他の図書館には指定管理者が司書の資格を持った職員を配置し、市の職員と連携していくため、サービスが低下するようなことはない。

また、図書館システムは全図書館で同じシステムを使用するため、業務マニュアル等で指定管理者側にも使用方法を指導し、サービスに差が出ないようにする、と回答

委員が

指定の期間が5年となっているが、5年が標準なのか、と質問

社会教育課長が

運用上であるが、公募で指定管理者を選定する場合は指定管理者側も投資をするので、5年が標準となっている。また、議案第39号から42号のような非公募の地元の団体の場合は3年となっている、と回答

委員が

応募してきた事業者が4事業者というのは多いのか、少ないのか、と質問

社会教育課長が

全国的に図書館の指定管理者業務を展開している事業者が応募してきたので、概ね妥当

なものと考えている、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第38号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第39号 指定管理者の指定について(習志野市市民プラザ大久保) (社会教育課)

社会教育課長が

習志野市市民プラザ大久保の管理運営は、平成23年習志野市議会第3回定例会において、「習志野市市民プラザ大久保の設置及び管理に関する条例」が制定され、施設の管理運営に指定管理者制度を導入することとなった。

市民プラザ大久保は、習志野郵便局旧局舎跡地利用についての基本構想、基本計画の策定当初から地域住民が参画してきた経過があり、その管理運営も地域の方々により組織される団体が行うことを想定してきたこと、さらに「一般社団法人あったか大久保ひろば」が、当該施設の管理を行うため、本市の働きかけによって設立された団体であることから、習志野市教育委員会の所管に係る公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例施行規則第6条の規定に基づき、当団体を公募によらず、指定管理者の候補者とし、申請をすべき者として指名した。

提出された申請書を審査した結果、事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮させる積極的な提案となっていること等から、「一般社団法人あったか大久保ひろば」を当該施設の指定管理者の候補者として選定した。

なお、指定の期間は、施設の竣工予定が平成24年3月であることから、平成24年3月1日から平成27年3月31日までの3年1ヶ月としている、と概要を説明

委員が

公募によらない指定管理者の候補者の評価はどのように行ったのか。また、「一般社団法人あったか大久保ひろば」は指定管理者として妥当なのか、と質問

社会教育課長が

評価は点数化せず、申請要項で示した市が要求するレベルと同等であれば「普通」とし、それ以上であれば「良い」「非常に良い」とした。当該施設は地域のコミュニティセンター的な面と全市的な施設の面があるが、そのような施設の特徴を理解し、管理運営できる団体であるという評価をした、と回答

委員が

実際の日常の管理運營業務にあたるのは誰か、と質問

社会教育課長が

「一般社団法人あったか大久保ひろば」が職員を雇用し日常の管理運營業務を行うことになる、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第39号は全員賛成で原案どおり可決された。

- 議案第40号 指定管理者の指定について（習志野市東習志野コミュニティセンター）
議案第41号 指定管理者の指定について（習志野市谷津コミュニティセンター）
議案第42号 指定管理者の指定について（習志野市生涯学習地区センターゆうゆう館）
（社会教育課）

社会教育課長が

当該各施設は、本市の働きかけによって、地域住民及び利用サークルの代表者等で構成された団体である習志野市谷津コミュニティセンター運営委員会、習志野市東習志野コミュニティセンター運営委員会、習志野市生涯学習地区センターゆうゆう館運営委員会の各運営委員会が指定管理者として平成18年度から管理運営を行っている。

平成24年度から始まる新たな指定期間についても習志野市教育委員会の所管に係る公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第6条の規定に基づき、各運営委員会を公募によらず、指定管理者の候補者とし、申請をすべき者として指名した。

各運営委員会から提出された申請書を審査した結果、市民の平等な利用の確保、事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること等から、習志野市谷津コミュニティセンター運営委員会、習志野市東習志野コミュニティセンター運営委員会、習志野市生涯学習地区センターゆうゆう館運営委員会を引き続き当該各施設の指定管理者の候補者として選定した。

なお、指定の期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間である、と概要を説明

委員が

指定管理者となる団体は法人格がなくてもよいのか、と質問

社会教育課長が

手続き上は法人格がなくても問題はない。団体として実態を有していれば、指定管理者として指定できる、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第40号ないし議案第42号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第43号 習志野市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について
(生涯スポーツ課)

生涯スポーツ課長が

習志野市スポーツ振興審議会設置の根拠法令である、スポーツ基本法の全部改正によるスポーツ基本法の制定に伴い、習志野市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例を制定するものである。

主な改正内容は審議会の名称及びその任務、委員の委嘱基準並びに文言の整理である。なお、施行期日は公布の日からとし、現にスポーツ振興審議会委員に任命されている委員は、改正後は委嘱されたスポーツ推進審議会委員とみなす経過措置をとることとしている、

と概要を説明

委員が

現行のスポーツ振興審議会は年にどのくらい開催されているのか。また、議題は委員から提案があるのか、それとも事務局が提案するのか、と質問

生涯スポーツ課長が

スポーツ振興審議会は年に2回、7月と2月を目安に開催している。内容としては、その年度の事業報告及び次年度の事業計画や指定管理者制度、スポーツ振興計画実施計画の策定などを議題としており、議題は事務局が提案しているものとスポーツ振興審議会の任務としてのものがある、と回答

委員が

総合型地域スポーツクラブが発足する際にはスポーツ振興審議会が大きな役割を果たした。市の陸上競技場についてもスポーツ推進審議会でも活発に議論してほしい、と要望

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第43号は全員賛成で原案どおり可決された。

委員長が

平成23年習志野市教育委員会第10回定例会の閉会を宣言